

佐賀市パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定め、市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、市民の市政への参画を進め、もって市民とのパートナーシップによる市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 あらかじめ市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の案を公表し、広く市民等から意見、情報及び専門知識（以下「意見等」という。）の提出を求め、これらを考慮して政策等の策定の意思決定を行う手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。

(意見等の提出ができるもの)

第3条 何人も、この要綱の定めるところにより、実施機関に対し、意見等を提出することができる。

(対象)

第4条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本方針その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 広く市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 市の基本的な制度を定める条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (4) 広く市民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画の策定又は改定
- (5) 前各号に掲げるもののほか制定又は改廃をしようとする制度等の趣旨、市民生活への影響等を勘案して、パブリックコメント手続を実施することが適当であると実施機関が認めたもの

(適用除外)

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議する条例については、この要綱の規定は適用しない。

(政策等の案の公表)

第6条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、当該政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- (3) 市民等が政策等を理解するために必要な関連資料
- (4) 当該政策等の根拠となる法令の条項（根拠となる法令がある場合のみ）

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法によるものとする。ただし、政策等の案及び資料が多量であるため掲載が困難であるときは、当該案の概要並びに当該案及び資料の入手方法等を明示するものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所での閲覧及び配付
- (2) 佐賀市ホームページへの掲載
- (3) 広報紙への掲載
- (4) その他実施機関が適当と認める方法

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、市民等に対し、前条の規定による政策等の案の公表の日から30日以上期間を設けて、当該案についての意見等の提出を求めなければならない。この場合において、意見等の提出期限は、当該案の公表の際に明示するものとする。ただし、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由がある時は、この限りではない。この場合においては、案の公表の際、その理由を明らかにしなければならない。

2 前項の意見等の提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出する市民等は、原則として住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の策定の意思決定をしたときは、提出された意見等の概要及び当該意見等に対する実施機関の考え方を公表しなければならない。

い。この場合において、当該意見等に基づいて政策等の案を修正したときは、その内容も併せて公表するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、佐賀市情報公開条例（平成11年佐賀市条例第24号）第6条に規定する非公開情報に該当するものは公表しない。

4 第6条第3項の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。

5 実施機関は、意見等を提出した市民等に対しては、当該意見等に対する実施機関の考え方を個別に回答しなければならない。当該意見等により政策等の案を修正したときも、また同様とする。

（意思決定過程の特例）

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、パブリックコメント手続を経ないで政策等の策定の意思決定をすることができる。

(1) 政策等の策定に当たって、意見等の聴取の手続が法令により定められている場合

(2) パブリックコメント手続に準じた手続を経て、附属機関又はこれに準ずる機関において策定した報告、答申等に基づき、実施機関が政策等の策定を行おうとする場合

(3) 政策等の策定に当たって、特に緊急を要する場合

(4) 軽微な変更である場合

(5) 政策等の策定に当たって、実施機関の裁量の余地がない場合

2 実施機関は、前項の規定によりパブリックコメント手続を経ないで政策等の策定の意思決定をしたときは、その旨及びパブリックコメント手続を経なかった理由を公表しなければならない。

3 第6条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

（構想又は検討段階でのパブリックコメント手続）

第10条 実施機関は、特に重要な政策等の策定に当たり市民等の意見等を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、この要綱に準じた手続を行うよう努めなければならない。

（パブリックコメント手続総括責任者等）

第11条 パブリックコメント手続を総括管理し、かつ、第3項に規定するパブリックコメント手続実施責任者に助言及び指導を行うため、パブリックコメント手続総括責任者を置く。

2 前項のパブリックコメント手続総括責任者は、副市長をもってこれに充てる。

3 実施機関は、パブリックコメント手続の適正な実施を確保するため、パブリックコメント手続実施責任者を置くものとする。

（一覧表の作成等）

第12条 市長は、パブリックコメント手続を実施している政策等及び実施する予定

がある政策等の一覧表を作成し，指定する場所での閲覧及び配付，佐賀市ホームページへの掲載等により，常時市民等に情報を提供するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は，平成17年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の施行の際，現に策定前である政策等で市民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たものについては，この要綱の規定は適用しないことができる。

3 この要綱は，平成19年4月1日から施行する。

4 この要綱は，平成30年4月1日から施行する。